

やまぐち森林づくり推進協議会

第3回会議資料

令和2年1月30日（木）

森林企画課・森林整備課

目 次

I	調査・分析結果の概要について	…………… p. 1
	1. 県民アンケート調査	
	2. 事業地における植生回復状況の現地調査	
II	森林づくり推進協議会の開催状況等について	…………… p. 3
	1. 第1回協議会（令和元年7月31日）	
	2. 現地視察の状況（令和元年9月9日）	
	3. 第2回協議会（令和元年10月24日）	
III	パブリックコメントの実施状況について	…………… p. 6
	1. 意見の募集期間	
	2. 「やまぐち森林づくり県民税」第4期対策（案）	
IV	第4期対策（案）について	…………… p. 7
	1. 課税方式・税額	
	2. 事業内容	
	3. 新たな整備手法の導入	

I 調査・分析の結果等について

1 県民アンケート調査

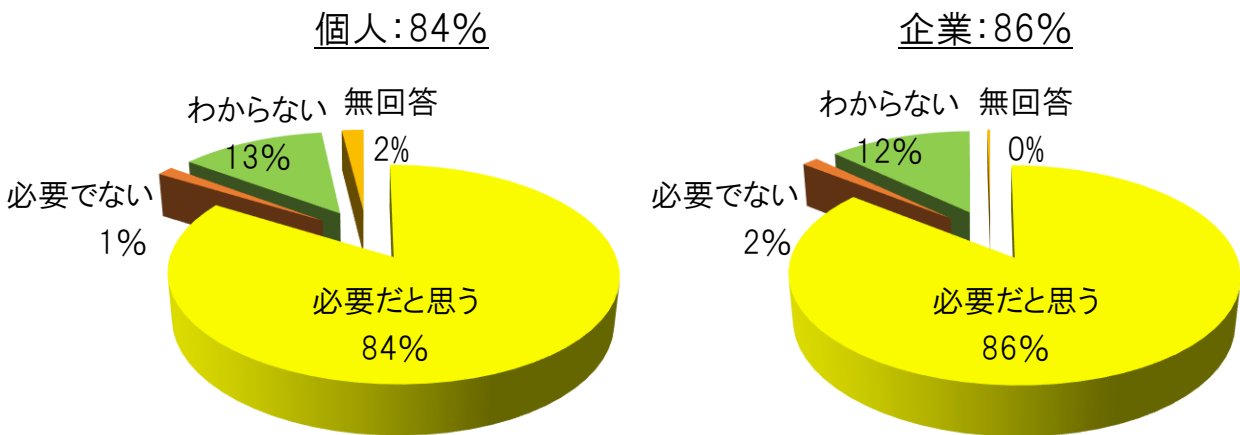
[対 象] 20歳以上の個人：1,200人、企業：800社

[有効回答] 個人：427件（回答率：36%）、企業：422件（回答率：53%）

[実施期間] 令和元年8月7日（水）～ 8月28日（水）

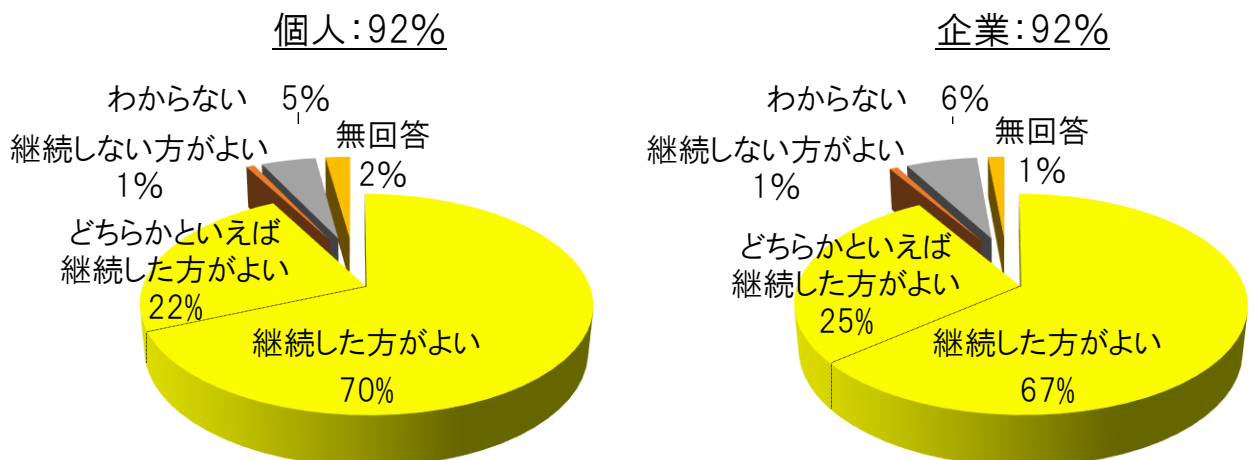
（問） 荒廃森林の再生のための取組について

必要だと思う



（問） 森林づくり県民税による事業の継続について

継続した方がよい又はどちらかといえば継続した方がよい



2 事業地における植生回復状況の現地調査

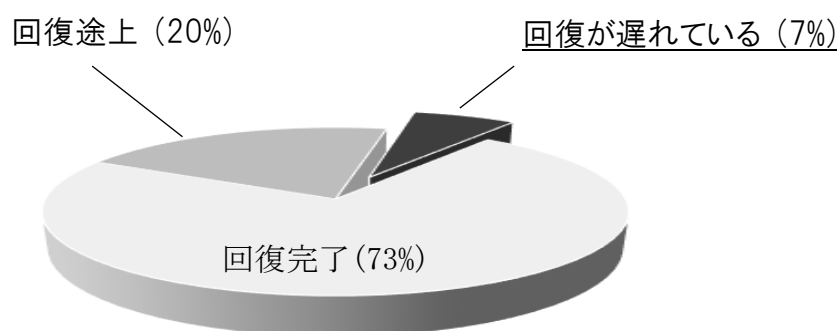
(1) 森林機能回復対策

- 奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施することにより、林内下層植生の回復を促進し、健全な森林へ誘導
- 第1期～第3期通算実績：6,507ヘクタール（見込み）

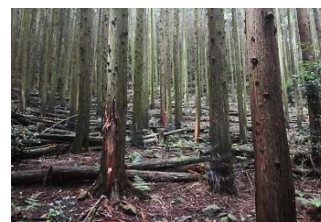
【調査方法】

第1期以降（平成17年度～）の事業地から74箇所を抽出し、林内下層植生の回復状況を調査

【調査結果】



林内下層植生が回復した事業地



林内下層植生の回復が遅れている事業地

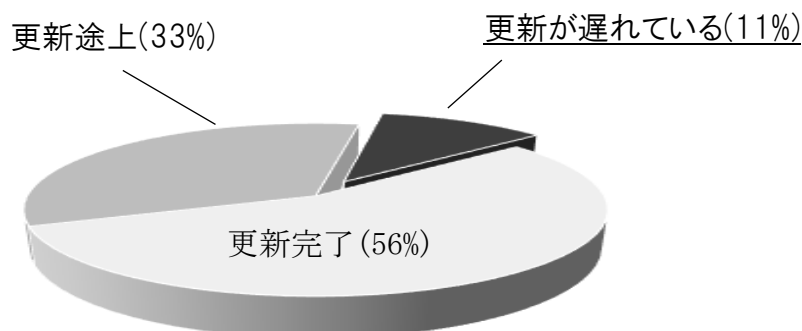
(2) 繁茂竹林整備対策

- 隣接する人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林を伐採し、広葉樹の再生による自然林への更新を誘導
- 第1期～第3期通算実績：1,425ヘクタール（見込み）

【調査方法】

第1期以降（平成17年度～）の事業地から54箇所を抽出し、自然林への更新状況を調査

【調査結果】



自然林への更新が完了した事業地



自然林への更新が遅れている事業地

Ⅱ 森林づくり推進協議会の開催状況等

1 第1回協議会（令和元年7月31日）

【議題】

- (1) 平成30年度事業実績及び令和元年度事業計画について
- (2) 第3期対策事業の実績（見込み）について
- (3) 今後の取組について

○ 主な意見

- ・ 森林の持つ水源かん養機能は重要であり、森林の荒廃による県民生活や企業の生産活動への影響を懸念している。
- ・ 全国的に豪雨災害が頻発しており、防災面からも県民税を活用した荒廃森林の整備は重要と考える。
- ・ 森林・林業への理解促進を図る上で、森林ボランティア活動は重要なことから、活性化に向けた継続的な取組が必要と思う。
- ・ 事業の実施状況や効果について説明していただいたが、今後、実のある検討を行うには、実際に現地を見ることも重要ではないか。
- ・ 協議会での議論だけでなく、県民アンケートや市町・関係団体等へのヒアリングの結果等を踏まえた幅広い検討が必要ではないか。

○ 会長の取りまとめ

県民税事業の必要性や重要性、県民アンケートの結果等を踏まえた幅広い検討の必要性について、協議会としての共通認識が図られた。



【第1回協議会の開催状況】

2 現地視察の状況（令和元年9月9日）

(1) 森林機能回復事業地（平成30年度事業施行地）

- ① 場所 山口市阿東生雲中藪ヶ浴
- ② 施行面積 0.45 ha
- ③ 林齢・樹種 スギ、ヒノキ 44年生
- ④ 事業年度 平成30年度



(2) 繁茂竹林整備事業地（平成28年度全伐採地）

- ① 場所 山口市阿東生雲東分字原
- ② 施行面積 1.18ha
- ③ 事業年度 平成28年度：繁茂竹林伐採（全伐）
平成29年度～令和元年度：再生竹除去



(3) 繁茂竹林整備事業地（平成30年度全伐採地）

- ① 場所 山口市阿東地福下字鷹ノ巣
- ② 施行面積 1.41ha
- ③ 事業年度 平成30年度：繁茂竹林伐採（全伐）
元年度～令和3年度（予定）：再生竹除去



3 第2回協議会（令和元年10月24日）

【議題】

- (1) 県民アンケート調査等の結果について
- (2) 事業地における植生回復状況等の調査結果について
- (3) 来年度以降の対応について

○ 主な意見

〔継続の必要性〕

- ・ 県民アンケートの結果は、これまでの取組に対する評価と、森林づくり県民税に対する県民の期待の大きさを表すものと考えられる。
- ・ 環境に関する取組に税金を投入する場合、長い目で見ることが重要。期間が過ぎたからと止めては、健全な森林を次の世代へ引き継ぐことはできない。

〔見直しの方向性〕

- ・ 土砂災害防止等の森林機能に期待する県民の声に応えるためにも、荒廃森林や繁茂竹林の整備は継続が必要。
- ・ 植生の回復が遅れている事業地もあるようなので、施業方法等の見直しやフォローアップについても検討が必要。

〔その他〕

- ・ 県民アンケートでは、県民税を知らない人が多いにも関わらず、継続は必要と多くの方が回答している。知ればさらに必要性を理解できるので、周知啓発については、工夫もしながらしっかりと取り組まれない。

○ 会長の取りまとめ

県民アンケート結果や整備すべき荒廃森林が多くある状況等を踏まえ、協議会として、「県民税事業は継続すべき」との意見がとりまとめられた。



【第2回協議会の開催状況】

Ⅲ パブリック・コメントの実施状況について

1 意見の募集期間

令和元年12月23日（月）から令和2年1月22日（水）まで

2 「やまぐち森林づくり県民税」第4期対策（案）

(1) 実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

(2) 課税方式

現行の継続（県民税均等割の超過課税方式）

(3) 税額

現行の継続 { 個人：年額500円
法人：県民税均等割額の5%相当額（1千円～4万円） }

(4) 取組概要

森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、荒廃森林や繁茂竹林の整備を継続し、事業効果をより早期・確実に発揮できるよう、森林の状況に応じた整備を実施する。

【ハード対策】

メニュー	事業概要
森林機能回復対策	奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林を対象に、強度間伐を実施し、林内下層植生の回復した健全な森林へ誘導
繁茂竹林対策	隣接する人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林を伐採し、自然林へ誘導
地域が育む豊かな森林づくり	
中山間地域対策	中山間地域の元気を創出するため、集落周辺の里山を一体的に明るく見通しの良い森林へ誘導する取組を支援
地域課題対策	地域課題に柔軟に対応できるよう、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援

【ソフト対策】

メニュー	事業概要
地域の森林づくり活動の強化	
森林ボランティアリーダー養成	地域の森林づくり活動の中核となる指導者を養成する研修会の開催
森林環境活動サポート	市町、団体等が行う森林ボランティア活動や、地域の子どもの達を対象に実施する森林環境教育等に対する支援
県民参加の森林づくり	森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動

IV 第4期対策（案）について

1 課税方式・税額

対象者	<p>【個人】 県内に住所がある方 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方</p> <p>【法人】 県内に事務所、事業所を持っている法人等</p>																		
税額 (上乗せ額)	<p>【個人】 年額:500 円</p> <p>【法人】 年額:1,000 円～40,000 円(県民税均等割額の5分の相当額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">資本金等の金額</th> <th style="width: 33%;">県民税均等割額</th> <th style="width: 33%;">上乗せ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50 億円超</td> <td style="text-align: center;">年額 800,000 円</td> <td style="text-align: center;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 億円超～50 億円以下</td> <td style="text-align: center;">年額 540,000 円</td> <td style="text-align: center;">27,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円超～10 億円以下</td> <td style="text-align: center;">年額 130,000 円</td> <td style="text-align: center;">6,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 千万円超～1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">年額 50,000 円</td> <td style="text-align: center;">2,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">年額 20,000 円</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	県民税均等割額	上乗せ額	50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円	10 億円超～50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円	1 億円超～10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円	1 千万円超～1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円	1 千万円以下	年額 20,000 円	1,000 円
資本金等の金額	県民税均等割額	上乗せ額																	
50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円																	
10 億円超～50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円																	
1 億円超～10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円																	
1 千万円超～1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円																	
1 千万円以下	年額 20,000 円	1,000 円																	
納税方法	<p style="text-align: center;"><u>県民税均等割額に上乗せして納めていただきます。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="width: 30%;"> <p>給与所得者 (納税義務者)</p> <p>↓ 給与から引去り ↓</p> <p>雇用主 (特別徴収義務者)</p> <p>↓ 納入 ↓</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>年金所得者 (納税義務者)</p> <p>↓ 公的年金から引去り ↓</p> <p>年金保険者 (特別徴収義務者)</p> <p>↓ 納入 ↓</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>個人事業者等 (納税義務者)</p> <p>↓ 納税 (納税通知書) ↓</p> </div> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <p>法人 (納税義務者)</p> <p>↓ 申告納付 ↓</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;">市町</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">県</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">払込み</p> </div>																		

2 事業内容

ハード対策	第3期（現行）対策	第4期対策（案）	
	森林機能回復事業	【拡充】 森林機能回復事業	
	<p>奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林を対象に、強度な間伐を実施することにより、下層植生の回復した健全な森林へ誘導</p> 	<p>○ <u>現行事業を拡充</u></p> <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象森林の状況に応じた間伐率を設定し、その効果を検証 既事業地を追跡調査し、植生の回復に遅れが見られる事業地の補完的な再間伐の実施 	
	繁茂竹林整備事業	【拡充】 繁茂竹林整備事業	
<p>隣接する人工林や耕作地に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林を伐採し、自然林へ誘導</p> 	<p>○ <u>現行事業を拡充</u></p> <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成長の早い広葉樹(ヤマザクラ等)の植栽をメニュー追加 既事業地を追跡調査し、自然林への更新に遅れが見られる事業地に広葉樹を植栽 		
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	【継続】 地域が育む豊かな森林づくり推進事業	【継続】 地域が育む豊かな森林づくり推進事業	
<p>集落周辺森林の整備、地域の景観保全のための修景伐採等、様々な地域課題に対し、市町が独自に取り組む多様な森林整備を支援</p>	<p>○ <u>現行事業を継続</u></p>		
ソフト対策	第3期（現行）対策	第4期対策（案）	
	地域森林づくり活動強化対策事業	【継続】 地域森林づくり活動強化対策事業	
	<p>森林づくり活動に対する理解促進を図り、活動への参加を促進するため、ボランティアリーダーを養成するとともに、資機材の整備等を支援</p>	<p>○ <u>現行事業を継続</u></p>	
	県民参加の森林づくり推進事業	【継続】 県民参加の森林づくり推進事業	【継続】 県民参加の森林づくり推進事業
<p>森林の果たす役割や森林づくり県民税事業の普及啓発</p>	<p>○ <u>現行事業を継続</u></p>		

3 新たな整備手法の導入

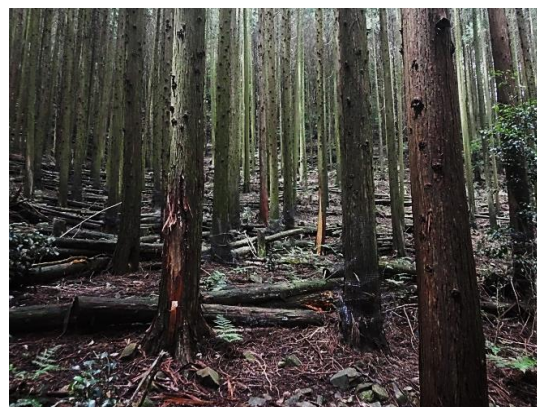
(1) 森林機能回復対策

① 現地調査に基づく検証結果

- 林内下層植生の回復状況は、立木密度（ヘクタール当りの本数）が大きく影響
- 回復に遅れが見られる事業地は、立木密度が高い傾向
- 一方、立木密度が 1,000 本/ha 以下の事業地においては、総じて順調に植生回復が完了
- 事業実施前の立木密度は、事業地によって様々であり、立木密度が著しく高い場合、一律に 40%の間伐では、植生回復に有効な立木密度に誘導できないケースが発生



【立木密度：800 本/ha】



【立木密度：1800 本/ha】

② 新たな整備手法の導入

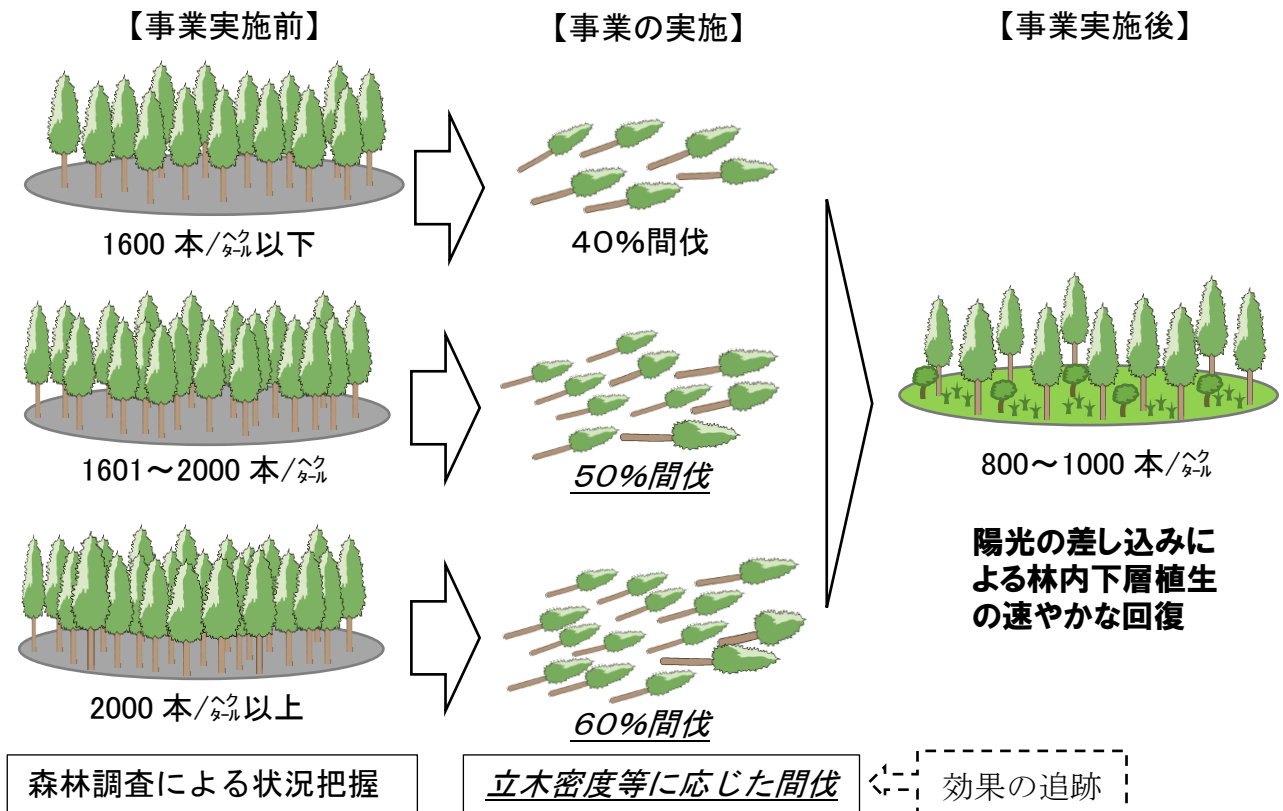
- 立木密度など対象森林の状況に応じた間伐率を新たに設定し、間伐後の立木密度を、植生回復に有効な 800~1,000 本/ha へ誘導
- また、植生の回復に遅れが見られる既事業地の補完的な再間伐の実施
- 併せて定期的な現地調査を実施し、新たな整備手法の導入効果等を検証

【立木密度と間伐率】

対象森林の状況 (間伐前の立木密度)	間伐率	間伐後の立木密度
1600本/ha 以下	40%	800~ 1000本/ha
1601~2000本/ha 未満	50%	
2000本/ha 以上	60%	

※間伐率の適用にあたっては、立木密度のほか、生育の状況や立地環境等について、事前調査を行い総合的に判断。

・ 森林の状況に応じた間伐率の設定（イメージ図）



(2) 繁茂竹林整備対策

① 現地調査に基づく検証結果

- 自然林への更新に遅れが見られる事業地は、クズ類などが大半を占め、広葉樹の再生が十分でない
- これは、周囲に広葉樹林がなく、クズ類など繁殖力の強い植生が存在した場合、自然力のみでの更新では、広葉樹の再生が妨げられ、ヤブ化が進行したものと推測



【自然林へ更新した事業地】



【自然林への更新が十分でない事業地】

② 新たな整備手法の導入

- 広葉樹の再生による自然林への確実な更新を図るため、竹の全伐と併せ、必要に応じて、成長の早いヤマザクラ等、速やかな更新に適した広葉樹を植栽
- また、既事業地における再生竹除去等に加え、広葉樹の植栽を追加
- 併せて定期的な現地調査を実施し、新たな整備手法の導入効果等を検証

・竹の伐採と広葉樹の植栽（イメージ図）

